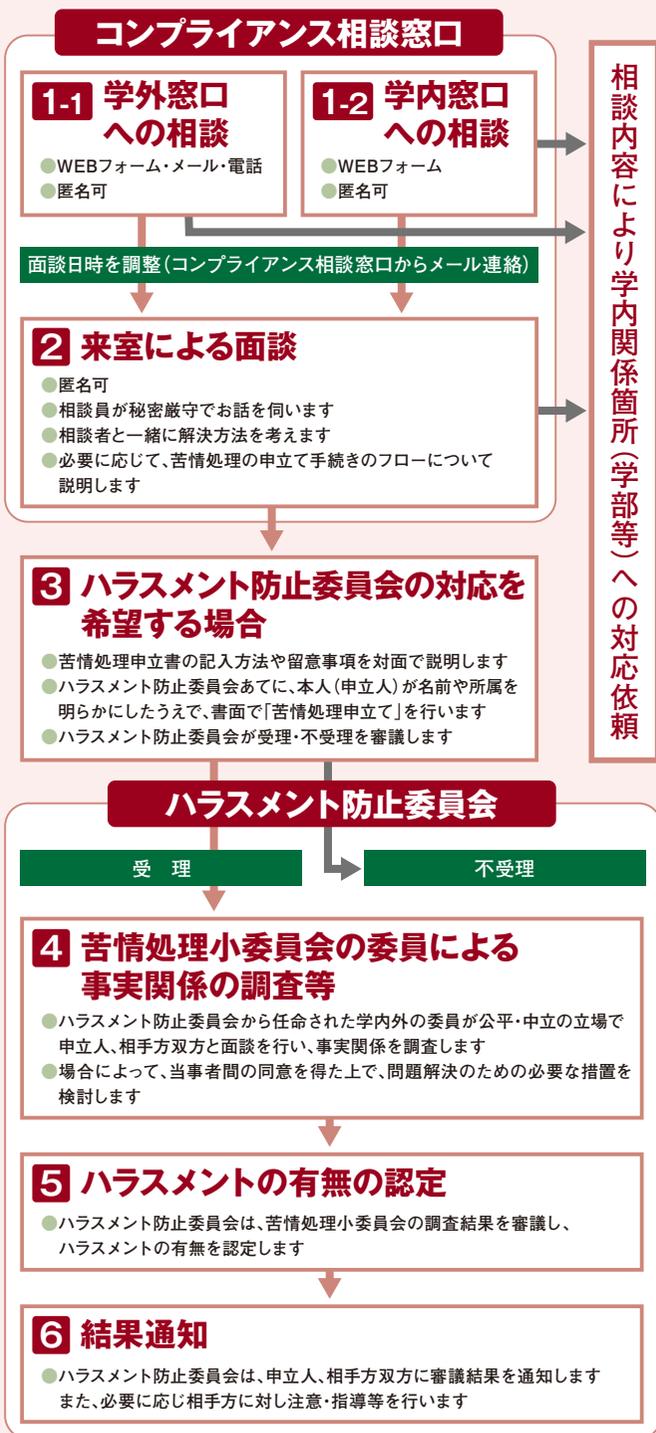


相談と解決への流れ



学生や同僚からハラスメント相談を受けたら

- プライバシーの保護に十分注意をしつつ、まずは、相談者の話に耳を傾けてください。
- 相談者に対して「あなたにも悪いところがあったのでは？」等の二次加害となる発言をしないようにしてください。
- 相談を受けた日時や内容、相談者の様子、自分が感じたこと等を記録しておく、後で第三者に説明する必要がある時に役立ちます。ただし情報の管理には十分注意してください。
- 話を聞き終わったら関係者のプライバシー保護と適切かつ迅速な対応のため、コンプライアンス相談窓口にご相談するよう勧めてください。
- 問題への対応に関し、相談を受けた教員自身が心配や不安がある場合は、コンプライアンス相談窓口にご相談することもできます。

2025年3月発行



【相談窓口】 コンプライアンス相談窓口

【学外窓口】(委託先 NEC VALWAY株式会社)

Webフォーム・メール・電話受付 ※英語・中国語対応可能

受付時間 月～金 8:30～19:00 / 土 8:30～17:00
Webサイト <https://koueki-tshou.com/WFcxVtaEFdCd/>
電話番号 0120-123-393



【学内窓口】(コンプライアンス推進室)

Webフォーム受付

Webサイト <https://www.waseda.jp/inst/harassment/>
*ハラスメント防止委員会 Web サイト

Webフォーム https://my.waseda.jp/application/noauth/application-detail-noauth?param=UtKtMT7RhkKxc5J_GUat8g



ハラスメントを
なくそう



STOP! HARASSMENT

ACADEMIC HARASSMENT / POWER HARASSMENT /
SEXUAL HARASSMENT / ALCOHOL HARASSMENT / etc



教員編

防止するために ハラスメントを

早稲田大学の取り組み

早稲田大学は、すべての学生・生徒および教職員等が個人として尊重され、ハラスメントを受けることなく、就学または就労することができるよう十分な配慮と必要な措置をとることを宣言します。(『早稲田大学におけるハラスメント防止に関するガイドライン』より)

本学では、このガイドラインに基づき、教員のハラスメントについて「教員の服務に関する規程」第5条(人権の擁護)にて「教員は、早稲田大学におけるハラスメント防止に関するガイドラインの精神に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行ってはならない。」と定めています。



「早稲田大学におけるハラスメント防止に関するガイドライン」はこちら



教員としての心得

1 授業や指導の中で 自らが気をつける

相手のプライドを傷つけることや人格否定的な発言をしないよう配慮しましょう。場所や機会を選んで、相手の言い分にも耳を傾けながら冷静に気付いた点を指摘するよう心がけてください。また、指導方針や評価基準、学位申請や合否判定のプロセスなど必要な情報は、シラバス等に明記したり日頃から学生にわかりやすく説明するなどして認識の齟齬が起きないようにしましょう。

ハラスメントの例



教員とハラスメント

学内外において教員とは、深い学問的知識を持ち、研究や教育に熱心で、人格的に優れ、公正である尊敬すべき人とのイメージが強いものです。多くの教員はそうあるべく努力をしていますが、残念ながら、学生や職員に対して、または教員同士でも適切な関係を保てない事例が報告されています。

2 ハラスメントが起きない 教育・研究環境への配慮義務

教員にはハラスメント行為をしないよう自戒するだけでなく、教室や研究室、会議の場、ゼミ合宿など、自らが関係する様々な場面において、他者によるハラスメント行為がおこらないように十分注意し、また配慮することが必要です。



※上記の事例にあてはまるからといってすぐにハラスメントと認定されるわけではありません。どのような意図での言動なのか等を踏まえて判断する必要があります。

ご相談について

コンプライアンス相談窓口は、守秘義務を負ってお話を伺います。相談者の同意なくほかに相談内容をお伝えすることはありませんので安心してご相談ください。また、コンプライアンス相談窓口(学内)での面談は、相談者が他の相談者と顔を合わせることをないように配慮し、予約制としています。